

英国における第一次選法改正に就いて

三 輪 俊 一

目 次

第1章 ジョージ三世時代の英国

——選挙法改正の背景——

第1節 産業革命とブルジョアの抬頭

第2節 政治の反動性

第2章 選挙法改正運動の歴史

第1節 改正以前の選挙法の実態

第2節 選挙法改正運動の歴史

第3章 選挙法改正法案の通過

第1節 法案の提出

第2節 法案の通過

第4章 選挙法改正後史

——チャースト運動——

第5章 選挙改正の史的意義

——ブルジョア民主主義の勝利——

第1章 ジョージ三世時代の英国

——選挙法改正の背景——

第1節 産業革命

英国王ジョージ三世 (George III) (在位1760—1820) は其の反動的性格を以って知られて居るが、その即位の年1760年はまた、同国の産業革命開始の年と目されている。周知の如く産業革命は、先づ英国に起り、其の後フランス、ドイツ、アメリカ等欧米一帯に拡り、更に日本を始めとしてアジア諸国にまで及び全世界の経済機構を根本的に変化せしめ、資本主義の隆盛を見るに至らしめた。この産業革命は単に産業上の変革のみでなく、交通、鉱業其の他あらゆる社会の下部構造の変革を

包含して居る。また斯かる下部構造の変革は必然的に政治、法律などの上部構造の変革を齎したのである。

而して英国に初めて産業革命が発生した原因として、次の如き事柄を挙げる事が出来る。

1、英国が他の諸国に先がけて封建制崩壊の徴を見せ、マニファクチュアの制度が発達した事。

2、海外貿易が盛んになり、18世紀の中頃には商業資本が抬頭して、資本主義制度成立の基礎が出来た事。

3、英国は印度、アメリカ等の如き当時世界第一の植民地を有していたために、原料や商品の売買が大規模に出来た事。

4、斯様な取引を行い得る海運力と、それを保護する海軍力が鞏固であった事。

5、鉄と石炭が豊富であり、且つそれが採掘に有利な場所にあった事。

6、18世紀に欧州一帯を風靡した啓蒙主義又は合理主義が、英国に於ては特に応用科学の領域に華々しく開花し、種々な機械、例えば紡績機、蒸汽機関、農業機械等が発明され、これ等が商業資本及びマニファクチュアと結び付いた事。

7、エンクロジュア (Enclosure) (土地囲い込み) によって、小地主、小作人が没落して、大部分、農業労働者或は都市労働者となり、これ等の人々が大工場工業又は大農業の成立を助けた事。

8、道路の修理、拡張、運河等の開通によ

て交通の便が開け、人口の移動、商品、原料などの運搬が容易になった事。

9、18世紀から19世紀の前半にかけて欧州の大陸に於ては、フランス革命及びナポレオン戦争など政治上、軍事上に於ける紛争が続いたのに反し、英国に於ては名誉革命(1688)によって民権の基礎が確立し、それ以後の王権と民権の争いは議会政治の枠内に止まった事。

以上の如き諸原因によって英国には欧州の諸国に先馳けて産業革命が起ったのである。

而して英国の産業革命期に於ける特徴は機械工業に基く大工場の成立であった。1770年頃までの英国は猶自給農業の国であり、工業は其の需要を満たす意味に於ての職人工業、家内工業の形式による少規模のものであったが、此の半農的手工業者には、自ら原料を買い製品を商館に売却するものと、商人が原料を支給し手数料を払って生産を行はしめ之を仲買人として市場に売却するものとの二種類があった。而して特に後者に於ては散在せる手工業者を1つの仕事場に集中せしめる傾向が強かったのである。又斯かる在来からの農村の副業的工業には毛織物業が多く、これ等の伝統的旧式職人は、新に出現した機械に対して大いに反抗的態度を示した。然るに当時英国に於いて、新しい工業として興ったのは木棉工業であった。此の沿革の新しい工業は伝統の来縛をうけることなく、比較的自由に新機械を取入れることが出来た。且つ当時英国は其の原料を印度並びに米新大陸から豊富に輸入することが出来た関係上、他を圧して盛んなる工業国となったのである。

木棉工業のうち、紡績部門に於てはハーグリーブス (Hargreaves) のジェニイ機 (Spinning-Jenny) (1764)、アークライト (Arkwright) の水車紡績機 (Water-Frame) (1769)、クロンプトン (Crompton) のミューール紡績機 (Mule) 等の発明によって従来の工場制手工業に代って、工場制機械工業が成

立した。即ち1785年にはツークライトが史上最初の機械紡績工場を建設している。

同じ木棉工業内の、織布部門に於ても1785年カートライト (Cartwright) が力織機 (Powerloom) を発明するに及んで、この部門にも機械工場が建設せられ、後之に蒸汽機関が応用され本格的な近代工業が出現した。

元来ランカシャー地方 (Lancashire) に於ては東側の丘陵地帯に盛んに工場が設けられ専ら水力が利用せられたのであったが、1785年ワット (Watt) が蒸汽機を発明し、これが直ちに工業動力に応用せらるるや、工場は山地を去って平地に進出し、更に大規模なものとなったのである。此の大工場の出現に拍車をかけたものは、ランカシャー地方に於て盛んに産出された石炭であった。

他糸羊毛工業に於ても事情は同様であり、機械が生産に利用せらるるに至った。又アブラハム・ダービー (Abraham Darby) 父子の研究の結果、コークス利用の溶鋳爐が発明され、バーミンガム (Birmingham) には製鉄及び機械製造工業が起った。

次に交通機関の発達に就いて見るに、先ず道路の整備及び延長が盛んに行われ、1830年頃までには工業地帯は殆んど完全に道路網によって結ばれ、之を駅馬車が往来した。水運の面では運河の開鑿及び河川の修理が盛んに行われ、1830年迄にイングランド及びウェルスでは航行可能な水路が4,000哩以上に及び、アイルランド及びスコットランドに於ては、1,000 哩以上にのぼった。鉄道には1765年以来鑄鉄製の軌道が使用され、始めは馬車が利用せられたのであったが、後ステイブソン (Stephenson) が蒸汽機関車を発明するや、汽車が在来の馬車に代った。1830年先ずリヴァプール、マンチェスター間に汽車が走ったが、其の後鉄道は急速に発達し全国に普及した。而してこの鉄道の発達に欠く可からざるものは、勿論鉄及び石炭であるが、英国は前述の如くこれ等の鋳産物に恵まれていた。ま

た鉄道の普及は逆に鉄鉱業や石炭鉱業の発達を促すところとなったのである。

次に産業革命の一環たる農業革命に就いて見るに、人口の増加、商工業の発達、対仏戦役などの結果、食糧に対する需要が高まったのであった。然るに当時の英国の農業経営の方法を以ってしては、この需要に応ずることは殆んど不可能であった。

小農の所有地は狭少である上、各地に分散して居た。また農村には村民会なるものがあるが、耕作方法、播種時期、栽培作物の種類収獲の開始から終了の日に至る迄決定し、村民は皆これに従わねばならなかった。このために大規模な農業経営は行われず、且つ耕作技術、品種の進歩改良等は妨げられていた。従って生産の増加は到底望む可くも無かったのである。

この食糧の需要増大に便乗して其の財力の包復を図ったものは、新興産業資本家の攻勢に押されて財政的不振に喘いで居た大地主階級であった。彼等は小地主や小作人の土地を囲い込んで大農場となし、合理的経営法に移ったのである。即ちエンクロジューア・ムーヴメント (Enclosure movement) である。

16世紀から17世紀にかけて大々的に行われた所謂「第1次囲い込み運動」は羊毛工業の発展に刺戟されて、耕地を牧草地とする為めに行われたものであって、其の範囲は荘園内の個人の保有地に限られて居り、また、領主と農民との間の合意、即ち私的契約によるものであった。従って当時の議会はむしろこの土地兼併に反対の意向を示したのである。

然るに今回の「第2次囲い込み運動」は上述の如く農業合理化の為めであり、且つその範囲は旧荘園内のあらゆる土地、即ち耕地、牧草地、荒蕪地等の総てに及び、又大地主の一方的な権限の下に行われ、議会はこれを支持奨励した。大地主は全く農民の意向を無視して「囲い込み法案」を議会に提出し議会は殆んど満場一致を以って之を承認した。

以上の如く第2次エンクロジューアの結果

大地主は広大なる土地を占有し、その土地を農業資本家に貸与し、農業資本家は農業労働者を雇傭して、地代を大地主に、賃金を労働者に支払い、自らは農業利潤を獲得するところの資本主義的農業経営者となった。

斯かる大地主及び農業資本家の成長にひきかえ、機械工業の発達の為めに内職の道を断たれたヨーマン (Yeoman) (自由土地保有者) はエンクロジューアによって壊滅的打撃を受けた。彼等は土地を失って農業的賃金労働者となる以外に生計の道を失ったのであるが当時の農業経営の合理化、即ち農業機械の採用、人造肥料の導入、品種の改良等は、彼等の賃金を低下せしめ、また雇傭人員の削減を可能ならしめた。而も1663年に制定せられたる「定住法」は当時のお効力を有し彼等を苦しめたので、或は打穀機破壊運動を行って賃金の引上げを要求し、或はまた「囲い込み」の廃止を要求したのであったが、之等はいづれも政府によって抑圧されたのであった。斯くて嘗てのヨーマンは農村から姿を消して都市の賃金労働者となるか、或は植民地に移住するの止むなきに至った。而も散かる賃金労働者の都市集中は資本主義の発達に拍車をかける結果となったのである。

又英国に於ける産業革命の結果として、チュードル、ステュアート両時代を通じて股脈を極めていたイングランド南部及び東部から中部及び北部の工業地帯への人口移動を挙げなければならない。このことは後の選挙法改正の有力なる原因となるのである。

又この産業革命によって資本家就中、産業資本家は其の財力によって旧来の土地貴族を圧するに至ったのであるが、これ亦選挙法改正を通じての民主政治達成への有力なる背景となったのである。

然し乍ら新興ブルジョアジーが政治上に於て選挙法の改正を実現し、民主政治もいては経済上に於ける自由主義を齎すには旧勢力たる大地主貴族との激しい闘争を経なければならなかった。然し此処に注目すべきは英国に

於ける新興商工階級と旧貴族との政治的角逐は終始憲法の下で行われたことである。換言すれば英国の民主政治は長らくの議会政治の訓練によって育成されたものに外ならなかった。

第2節 政治の反動性

英国王ジョージ三世は前二王、即ちジョージ一世及びジョージ二世と異り、英国で育ち完全なる英語を用いた純然たる英国人であった。彼は幼少の時から、其の師ビュート卿と母ウエルス内親王によって英国王たる者の権威を強固にすることを教え込まれ、前二王の時に失墜した王の権威を回復することに努めたのである。然し乍ら彼は議会の主権と優越性を否定して前世紀の王権神授説 (Divine Right) の再現を計ったものでは無かった。彼は何処迄も議会内に於て国王の権威を取り戻さんとしたのである。

即ち彼は自らの意の儘に動く人物を首班とする内閣を作り、諸大臣の悉くを自ら指導せんと欲したのである。従って盛んに買収、恩寵等を以って議会の多数を味方とすることに努めたのである。

是よりさき対外的積極政策を持するホイッグ党 (Whigs) はウィリアム王 (William) の対仏戦争を支持したが、年この仏蘭西に対する戦が終るや、英国の社会に戦争嫌悪の機運強く、ホイッグ党政府はトーリー党議会と対立するに至った。散くてジョージ三世は大地主貴族よりなる保守党たるトーリー党と提携して王権の回復を図ったのである。王はホイッグ一味を内閣より追いトーリー党のみを以って内閣を組織し、また彼はビュート卿を國務大臣として首相ニューカッスル公 (Newcastle) を掣肘せしめた。更に御用党 (King's Friends) と称する団体を組織したが、これは直接関接に王に買収せられ王の意を体して、其の政策と一致する限りに於て政府の政策を支持した。1762年の選挙に際してジョージ三世は自ら大金を投じて御用党候補者を

援助し、その結果多数の御用党員が議会で選出せられた。斯くてニューカッスル公は同年五月遂に首相の位置を追われるに至り、トーリー党の勢力は一頓挫を來した。

これ以後王は御用党を利用して、自己に都合なる政策のみを内閣に支持せしめ、王の意に添はざる内閣は1週間もその位置に留まることは出来なかった。1770年2月に組織されたノース卿 (North) を首班とする内閣は全く王のロボットと化し、ノース卿は首席大臣として唯国王の命令を取次ぐのみの秘書に過ぎる有様となった。斯くて年来の望みを達したジョージ三世はノース内閣に対して、内外のあらゆる重要政策を指揮し、議会に於ける討論の方法にまで干渉し、動議に対する賛否をも命ずるに至った。また、官吏の推薦権軍事権等も全く王の手中に帰し、行政も彼の意の儘になった。

斯かる国王の保守主義が実現し得たのは、当時の英国下院 (House of Commons) が選挙権なき多くの民衆 (Commons) の代表として、実は一部保守的な特権階級を以て構成されて居たからであった。

然し乍ら軋て民衆の不满はジョン・ワイルクス事件その他となって現れた。

ワイルクス (Wilkes) はノース・ブリテンの主筆として烈しく王の政治を非難し、殊に1762年その第45号に於て「パリ平和条約に国王の虚言がある」と王を攻撃したために彼は王の要求によって不敬罪に問われ、又下院より除名された。しかし彼は却って民衆の人気を獲得し「人民の友」と言う称号を勝ち得たのであった。

又ジュニウス (Junius) と名乗る1人の投書家はパブリック・アドヴァイザー紙に王を非難する投書を寄せたのであったが、民衆はこれに喝采を送った。

斯くの如くジョージ三世の保守反動の政治は人民の反感を買ったのであったが、また斯かる彼の保守主義は当時英国にとって有力なる植民地であったアメリカを喪失する結果と

なった。王は英本国の利益を保護する為め、又アメリカ植民地防衛の費用を捻出せんとして極端なる重商主義をとり、アメリカ植民地の民を苦しめた。

アメリカ植民地はこの圧迫に抗して立上り1783年遂に独立を達成したのであるが、彼の地の民は最初から独立の意図を有していたのでは無く、初め王に対して単に税金の転減を請願したのであったが、王の納れるところならず、遂に本国から離脱するに至ったのである。即ちジョージ三世にして時に処する道を誤らなかつたならば、俄にアメリカ州が独立することは無かつたのである。

また1780年に、それ迄多年の抑圧に苦んで来たアイルランド人がヘンリー・グラタン(Henry Grattan)等の努力によって自治権を獲得したことは、アメリカの独立と相俟って、当時議会で勢力を有して居た貴族階級をも国王を離れしめたのであった。斯くて此の二大事件を契機としてジョージ三世の専制政治に終止符が打たれたのであった。1780年議会で於て王の権限を縮小する決議が採決され1782年には王の意の儘に動いていたノース首相は辞職し、1783年には小ピット(Pitt William, the younger) (1759—1806) を首班とする内閣が成立した。この内閣の下に於て初めて政党内閣、責任政治、内閣連帯責任等の近代政治の形態が確立され、これ以後王権の伸張は抑えられ真の意味の国民の政治が確立したのである。小ピットは24歳の若年を以て内閣を組織し、翌1784年3月国会を解散したのであったが、続く選挙に於て多数の反対派を制して、大勝をはくし、以後20年間に及んで、其の政治的地位を不動のものとした

彼はもとホイッグ党に属して居たのであったが、後にはむしろ新トーリー主義を持し、必要とあらば漸進的な改革をも認める立場をとったのである。彼は大法官ターロー卿を王のスパイなりとして追放し、閣僚は首相の下に一致して行動す可きであるとの原則を樹立した。彼が責任政治の確立に努力し、御用党

議員の勢力を抑えた為めに、国王専制の弊は大いに改められたのである。

斯くの如く小ピットは王の権力をおさえて議会政治の確立を図ったのであったが、議会は依然としてトーリー党支配下の地主寡頭制であった。又小ピットは選挙法改正案を議会で提出するなど種々進歩的の政政策を押し進めたのであったが、彼の立場は、なお、何処までも地主貴族のそれであり、新興の産業資本家の利益を代表したものではなかつた。況んや小農民、労働者など下層階級の側に立つものでは無かつた。

このことはフランス革命の後に彼のとった政策に現われて居る。フランス革命はヨーロッパ全般に大なる影響を与え、イギリスの進歩主義者達も大いに鼓舞激励されたのであった。

ペーン(Paine)は著書「人権」を発表し、又中産階級の進歩主義者等は「通信協会」を作って団体として議会の改革、普通選挙等を要求した。

然るにフランス革命が次第に拡大し、1792年には共和制が宣言せられ、翌年以ては国王ルイ十六世が処刑せらるるに及んで、イギリスに於ける革命讚美論は一変して反対論となり、軀ては国内に於ける総ての改革過動に対する反動となって現われた。

この傾向は1793年の対仏戦争の勃発、仏軍のネゼランド侵入によって決定的となった。即ち所謂「反ジャコバン主義」(Anti-Jacobinism)と称せらるる反動気運は英国の上下を覆ったのである。

イギリスは国外に於ては、其の優勢なる海軍力を以てフランスの植民地を怯し、国内では、猶残存せる革命同情者を弾圧し、あらゆる改革運動を抑圧した。而かも斯かる状態は対仏戦終了(1814)の後も猶数年の間継続した。

然しフランス革命を契機とする新時代の波は反動政策に対して次第に批判的となったのであるが、保守主義の陣營たるトーリー党は

1801年小ピットの辞職の後も或程度新時代の要求をいれ乍ら、よく1830年まで改権を保ったのである。一方ホイッグ党は斯かる社会情勢を反映して益々親ブルジョア的性格を強めた。

以上第1次選挙改正前、即ちジョージ三世時代の政治を概観したのであるが、その前半に於ては王権は極度に伸長し宛ら17世紀のステュアート朝諸王の時代を髣髴せしむるものがあつた。斯かる傾向は、小ピットの内閣成立やこれに続くジョージ三世の発狂等によって徐々に改まら行つたのであるが、ジョージ三世の時代の英国の政治は概して反動性の強いものであつたと言ふことが出来る。これはジョージ三世個人の専制的性格に拠るところ大であつたが、最も重要な原因は当時の政治が、進展しつつあつた経済事情と一致して居なかつた爲めであつた。而してこの政治と経済の不一致の最も顯著なるものは実に選挙法の欠陥であつた。

国会議員の被選挙権が少数地主貴族の手に握られ、選挙権も国民の少部分にしか許されて居なかつた。小農民及び労働者は勿論のこと、實質上社会の支配者となりつつあつた新興ブルジョア階級にすら殆んど選挙権が与えられて居なかつた。斯くて当然政権を握るものは地主階級であり、彼等は新興ブルジョア階級を抑えんが爲めに種々保守反動の政策を行つたのである。

然し乍ら斯かる状態は永続す可くも無く、總て政治は当時の経済状態を反映す可く改革されなければならなかつた。

第2章 選挙法改正運動の歴史

第1節 改正前の選挙法の実態

第1項 選挙権

(1) 州の選挙権。1430年の法律によって選挙人は当該州に居住する年取40シリングの土地保有者に限られ、他の「公簿による不動産所有者 (copy-holders) や「借地人」 (leas-

e-holders) は其の土地が如何に価値あるものであつても選挙権は認められなかつた。更に1432年の法律によって選挙権資格に該当する自由保有地は当該州にあるものに限られた。斯かる規定は勿論ヨーマンの多くの者に選挙権を与えたものでは無かつたが、農業改革の結果これ等ヨーマンの数は減少を來たし、又40シリングの土地を有する者の数も僅少となり、選挙権は殆んど大地主の独占するところとなつた。

例えば、ビュート州の如き人口14,000と称せられ、有権者の数は21人であつたが、其の内実際にこの州の中に居住する者は只1人に過ぎぬ有様であつた。

(2) 都市の選挙権。ヘンリー六世 (在位1422—1461) の時代即ち15世紀に於ては、都市に居住して地方税を支払う總ての自由民は公公民権を有し、国会議員選挙の権利を与えられて居たのである。

然るに産業革命期に於いては、選挙権は種々なる形態を生じ、実に乱脈を極めたのである。

町税選挙区 (Scot and Lot Boroughs) と称せられて、總ての納税者が選挙権を持つ選挙区や、世襲的自由民のみ選挙権を有する選挙区があり、又都市の市長及び市會議員のみが選挙権を有するところがあつた。又或るところでは旧家々主 (ancien ménage) と称せられる特殊な家屋の所有者にのみ選挙権が限られて居た。又住民の大多数が法的には選挙権を有して居たにも拘らず、行使するのは数人に過ぎぬ所もあつた。ガットン市の如き總ての土地所有者並びにあらゆる納税者が選挙権を有するにも拘らず、実際にはその内の7人のみが之を用いたのである。

斯くの如く選挙権が極めて制限されて居た爲め、選挙権は法外な市価を呼ぶに至り、賄賂買収の横行となり、金権政治の色彩が濃厚となつた。

又「指名選挙区」(Nomination Boroughs) と称され、昔、町であつた処の人口が減少し

て、或は小村落となり、或は農場となったものが、なお議員の選挙権を有し、事実上に於て大地主が被選挙人を指名する選挙区や、「財産選挙区」(Pocket Boroughs)と称して大地主貴族の所有地に吸収合併され、又は其の支配下にある選挙区が生じたために1人にして数人の下院議員を選挙する如き不都合を生じた。

ニューカッスル公の如き11人の下院議員を、ロンスデール卿が9人を、またフィッツ・ウィリアム卿は8人の議員を出した。斯くて66人の貴族が実に45人の下院議員を選挙する有様であった。

1793年にグレー卿(Grey)(1812—1898)の提出した「人民の友協会」の選挙法改正の請願書によると306人(アイルランド合併前)と言う多数の議員が160人の貴族後援者によって国会に選出されて居る。この事は議員の絶体多数が私人の利益を代表していると言うことであった。

第2項 被選挙権

被選挙権に就いては1710年次の如く定められた。

(1) 州の被選挙権資格は年収600ポンド以上の土地所有者。

(2) 都市の被選挙権資格は年収300ポンド以上の土地の所有者。

然しこの規則は屢々違反されたのである。又未成年者が国会に選出されることは、習慣法乃至国会の律会によって禁止されて居たのであったが、これも屢々無視された。1769年フォックス(Fox)は19歳にして選出されている。

第3項 選挙区の配分

産業革命その他の原因によって人口が殆んど絶え、ただ少数の特権貴族が有権者として残って居るが如き場合、彼等は最も高価な金額を支払う候補者に投票した。斯かる選挙区は腐敗選挙区(Rotten Boroughs)と呼ばれ大体2名宛の議員を出して居たのであったが、新興産業都市には1人の議員選出も認め

られて居なかった。

203個の都市選挙区中、115を下らない選挙区が英仏海峡に面して当時最早商工業の衰微した州にあった。エリザベス期時代から産業革命の前までは此等の地方は人口も多く、繁栄して居たのであったが、産業革命を契機として、イングランドの繁栄は北部及び中部に移り、人口も之に伴って移動したので選挙区の配分に非常な不合理を生じた。

既に半ば以上北海に没したダンウィッチ(Danwich)は、なお、代議士を出して居り嘗ては町であったが、最早青き丘陵に過ぎなかったオールド・サラム(Old Sarum)も未だに2人の代議士を出して居た。然るにマンチェスター、バーミンガム、リーズ、シェフィールド、ハリハックス、ブラッドフォード等の近代的大都市は1人の代議士をも出して居なかったのである。

斯くの如く選挙権は殆んど大地主貴族の手中に握られ、前記の財産選挙区、指名選挙区腐敗選挙区等による不合理なる選挙法の為に1734年から1832年に至る間の5034名の下院議員のうち其の3分の1が貴族の子第であり後に貴族に昇格した者を合すると半数が貴族で占られ、新興ブルジョア階級は6分の1に過ぎなかった。而して此の新興ブルジョア階級の民主政治実現への運動こそ英国第1次選挙法改正の底流となったのである。

第2節 選挙法改正運動の歴史

英国に於ける選挙法の不合理は前述の如く古くから認識されていて、産業革命期に入るに先立って進歩的貴族の間に選挙法改正の運動が始められていた。既にして彼の英国下院の主導権を確立した1640年の長期議会(Long Parliament)に於て、又クロンウエルの共和国の時代に於て、選挙法改正の問題は議会上程せられたのであったが、いづれも単に先駆的運動たるに止って、選挙法改正の本格的成果は19世紀を待たねばならなかった。

1745年スコットランドの叛乱に際して国会が召集された時、フランス・ダシュウッド卿

によって国会を改革することを議題として採り上げる可き動議が提出されたのであったが殆んど全会一致で否決された。其の時の反対の急先鋒は実に彼の大ピット(Pitt William)(1708—1778)であった。彼はこの動議を以って当時としては不適當であり危険でさへあるとしたのであったが、彼が後1770年の議会の於て次の如く述べて居るのに徴しても彼は心から国会の改革に反対では無かったのである。即ち彼は「現在の国会は英国の憲政の原理からは遙かに隔つたものと成っている。国会腐敗の最大原因は腐敗選挙区にある。大都市や州の選挙区には、かなり純粋さが保たれている。憲政の真の力と精神は大都市と州にあるのである。独立性を失った小さな選挙区には無い。大都市や州の力によって時代の放恣、国民の腐敗、王の野心等に対抗することが出来るのである。」と言って居る。彼が1745年にダッシュウッドの意見に反対したのは当時英国にとって外にはフランスが侵入し来る危険があり、内にはスコットランドの叛乱が起っていた時であったので、選挙法改正を行う可き時期では無いと考えたからであった。

小ピットは父大ピットよりを国会改革に熱心であり、1782年、1783年、1785年と数回に亘って改革案を議会に提出したのであったが、其の都度否決された。1785年の改革案は36個の人口稀少なる都市選挙区から代議士選挙権を買収し、その議席を州並びに人口の大なる都市に与え、この手段を反復して、遂には廢墟と化したか或は人口の減少した選挙区の廢絶を圖つたのであった。然し乍ら此の案は、248票対174票を以って、前述の通り否決されたのである。

小ピットの他にも選挙法の改正を唱えた人は多く、リッチモンド公は1780年「毎年国会を改選し、成年男子に選挙権を与え、選挙区を改正すべし」と叫んで、後年の普通選挙の理想をかかげた居る。又同じ1780年にカートライトは「憲法改正協会」を設立して選挙法

改正に努力している。彼の説は後年のチャートリスト(Chartists)の主張の先駆けをなすものであって、普通選挙、秘密投票、1年毎の国会などであった。彼はもと少佐であったが、アメリカ植民地と戦うことを快しとせずその軍籍を擲つた人であり、「急進派」と称せらるる新政治派の最初の首領であった。この派の改正運動の基礎をなすものは「選挙権は成年市民から当然引き離す可からざる固有の権利である」との信念であった。

彼より稍遅れてハント(Hunt)(1784—1859)、並びにコベット(Cobbet)(1763—1835)等が同じく「急進派」に属して選挙法改正に尽力した。前者は卓越した弁舌を以って、後者は秀れた文筆の力を使駆して「ウィークリー・ポリティカル・レジスタ」紙を発刊して工場労働者に訴え、共に国会改革、選挙法改正に努力した。

然し乍ら全般的に見て此の頃までの議会に於ける改革案は地主貴族の要求に基く頗る微温的なものであったが、産業革命の急速なる進展に伴い、新たに資本家階級が選挙法改正運動の有力なる要素となるに至つた。然し近代英国に於ける此の運動は先づ彼等新興資本家を指導者とした一般労働者階級の議会外の運動となつて現れた。

殊に1789年のフランス革命による民主的気運は英国にも及び1793年5月全国各地から国会改革を叫ぶ民衆の請願書が国会に山の如く運ばれた。シェフィールドからの請願書には8,000人、バーミンガムからそれには2,720人の署名が有つた。またエディンバラのそれは下院の床を堆めた。就中グレイ卿によって提出された「人民の友協会」からの請願書は明確且つ穩健に選挙法に対する民衆の苦衷を吐露したものであって、下院も此の中に述べてある選挙権と選挙区配分の乱脈を認めざるを得なかつたのである。

然し乍ら既述の如くフランス革命の進展に伴つて英国は他の諸国と共に反革命的となり1795年67年と再度に亘つてグレイ卿によって

提出された選挙法改正案は烈しい反対に遭って不成立に終わった。その後、ナポレオン失脚に至る約20年間は選挙法改正運動の逼塞時代であったが、1815年、なお、新興資本家並びに一般民衆にとって不利益な穀物法 (Corn Law) が制定されたのであった。これは対仏戦役終結の結果、海外の穀物が英国に自由に輸入されるに至ったために、穀物の価格の下落を来したので、地主貴族並びに農業資本家の運動によって施行された一種の保護貿易策であった。此の時特に窮乏の甚しかったのは労働階級であり、1817年ピルストンの炭坑夫は石炭車を引いて摂政ジョージに救助を請願せんとし、またマンチェスターの労働者はロンドンの政府当局に陳情せんとして毛布と食糧を携行したので、この運動は毛布党 (Blanketers) と呼ばれたのであったが、これ等の運動はいづれも軍隊によって鎮圧せられた。然しこの種の運動はその後も続けられ、コブデン (Cobden)、ブライト (Brigyt) 等により「非穀条例同盟」が組織され、後遂に1846年に至りピール (peel) 内閣の下に、この穀物法は廃止された。然し乍ら毛布党その他が軍隊によって弾圧せられるや、大体に於て新興ブルジョア及び一般民衆は議会活動によって選挙法改正の運動を進め、役等の窮状を打開せんとするに至ったのである。

1819年バーデット卿は先ず選挙法改正の問題を議会で取上げる様にとの動議を起したのであったが、これ亦猛烈な反対に遭って否決された。

一方議会外の選挙法改正の運動は、議会に於けるその気勢をあげるために猶盛んに行われ、殊にイングランド北部及び中部の工業都市に於ては、民衆によって大会が開かれたのであったが、これ亦当局の弾圧するところとなった。

1819年8月16日選挙法改正を訴える8万人の大示威運動が、マンチェスターの聖ピーター広場に開催せられ、雄弁家ハントによる国会改革の演説が行われて居たのであるが、政

府は武力を以て之を蹂躪し、婦人を含む12人が殺され数百人の負傷者を出した。この事件は彼のウォーターローの戦勝と語呂を合せて「ピーターローの虚殺」(Peterloo Massacre) と呼ばれて有名となった。政府はこの事件直後に「六法令」(Six Acts) と称する反動立法を行って、言論、出版、集会等の基本人権を制限し治安判事の権限を増大せしめた。

然し乍らその後、経済の発達と反動政治の行きつまりや、1822年に於ける保守反動のカッスリー (Castlereagh) の死などの為め、トーリー党政府に漸次温和化し、労働階級も次第に議会改革運動の方向に赴いたのである。

然るに1828年に成立したウェリントン公 (Wellington) (1769—1852) のトーリー党内閣は、旧教徒解放の問題に直面しなければならなかった。1800年アイルランドはイングランドに合併されたのであったが、1673年に制定された審査律 (Test Act) がなお行われて居た為めに、旧教を奉ずるアイルランド人は代議士や官吏になることが出来なかった。斯くて彼等は解放を叫び続けて来たのであったが、此の頃になるとダニエル・オーコンネル (Daniel O'Connell) (1775—1845) 指揮下の「カトリック協会」を中心としてその活動は熾烈を極めた。ウェリントン内閣は事ここに至っては、解放を許可するの外なきを悟りホイッグ党の援助をうけ、多数のトーリー党員の反対を押切って、1829年4月遂に旧教徒解放法案 (Catholic Emancipation Bill) を通過せしめた。斯くて旧教徒は漸く国会議員、官吏及び裁判官たるの権利を獲得したのであった。

是の時、旧教徒解放に賛成した人々が、必ずしも総て後の選挙法改正に同意した訳では無かったが、この旧教徒解放は実に選挙法改正の先駆けをなけものであり、両者は共にその民主的意義に於いて基盤を同じくしたものであった。

然し選挙法改正に対する苦悩はなおも続いた。1830年トーリー党のブランドフォード侯は「廃墟と化し或は腐敗行為の甚しい選挙区の選挙権を廃止し、これを議員を出して居ない都市に与えること。あらゆる町税 (Scot and Lot) の支払者、公簿による不動産所有者、長期借他人に選挙権を与えること。州議員には1日4ポンド、都市議員には2ポンドを支払うこと。スコットランドの選挙権をイングランドのそれと同じ基礎の上に置くこと。議員は当該選挙区に居住している者に限ること。」等を提案したのであったが、この回も空しく拒否されてしまった。猶ジョン・ラッセル卿 (Russell, Lord John) (1792—1878) のマンチェスター、パーミンガム、リーズに議席を与えんとする提案、オーコンネルの「3年毎の国会」「秘密投票」「普通選挙」を求める提案などが、何れも大なる開きを以って否決されて居る。

英国がかかる情勢下にある時、フランスに所謂7月革命 (1830) が起って欧州全般に大なる影響を与えた。此の革命は各方面に自由主義的影響を齎したのであったが、英国も例外ではなかった。

即ち選挙法改正に反対する政府並びにトーリー党に対しては、民衆の反感が高まり、一方選挙法改正を主張するホイッグ党は民衆の圧倒的人気を拍したのであった。而も当時の英王ウィリアム四世 (在位1830—1837) が仏王チャールス十世の如く国外に逐はるることが無かったのは、ウィリアム四世がさきにホイッグ党に属したこともあり、また改革に同情を有していた其の進歩性と、英国民が、はやくから立憲君主制下に政治的訓練を受けて居たこととの賜であった。

7月革命の直後国会議員の選挙が行われたのであったが、ホイッグ党は旧選挙法の下に於てすらも、なお相当の成果を挙げることが出来た。このホイッグ党の勝利こそは民衆の改革への熱意を示すものであった。

1830年11月新国会が開催せられたのであ

たが、ウェリントン内閣は議会内外の圧力のために職を辞し、代って国会改革派の首領グレーを首班とするホイッグ党内閣が成立した。此の内閣は国会改革の問題に関し、「急進派」からは改革に対する態度が微温的であると攻撃され、保守派からは余りにも革命的であると非難され、正に過渡的の苦難に直面したのであったが、兎に角この内閣によって始めて大規模な選挙法改革案が議会に提出されたのであった。

第3章 選挙法改正法案の通過

第1節 法案の提出

新政府は選挙法改正問題の最高責任者を主計総監ジョン・ラッセル卿に定めた。ラッセル卿は貴族出身であったが、当時としては進歩的思想の持主であり、1831年選挙法改正案に就いて説明を試みて居る。

「イギリスの古い憲法は総ての州 (County) 都市 (City), 邑 (Borough) が各2人の国会議員を選出すべきことを規定している。この規定はその当時としては誠に合理的なもので、いささかの不合理さもなかった。然し時勢の変遷により社会状態が変化するにつれて、徐々に矛盾を現わし、今日では全く欠陥の多いものとなった。我々は今日如何にしても此の矛盾に満ちた選挙法を改正しなければならぬ」とラッセル卿は言っている。

更に彼は選挙区の配分、選挙権その他に就いて次の如く説明している。

第1 選挙区の配分

腐敗選挙区と称せられて人口稀薄な都市選挙区に関しては、1821年の人口統計を基礎として次の如く述べて居る。

1. 人口 2,000人以下の所は全部議席を剥奪すること。(該当選挙区数 62個)
2. 人口 2,000人—4,000人の所には1人の議員のみ許すること。(該当選挙区数 47個)
3. 従来4人の代議士を出しているウエイマスからは、その中2人を奪うこと。

斯くて総計110の腐敗選挙区から合計168個の議席を奪うことになるが、この空席となった168個の議席の中から106個の議席を従来代議士を出さなかった都市や議員の不十分な州その他に配分する。その内訳は次の如くである。

1. イングランド (97)
 1. 州——55
 2. 都市——34
 3. ロンドン——8
2. スコットランド——5
3. アイルランド——3
4. ウェールズ——1

この結果168と106との差62個の議席が減少することになる。当時の議員数は 658名であったから、来る可き議会の議員数は 596名となるのである。

第2 選挙権

都市選挙区では年10ポンドの家屋保有者に選挙権を与える。都市に於ける非居住者の選挙権は之を廃止する。

州選挙区では年10ポンドの「公簿による不動産所有者」と、年借地料50ポンドで2年以内に借地契約の更新が行われて居なかった21年以上の長期借地人にとり選挙権を与える。従来の40シリングの土地保有者に就いては変更は無い。

スコットランドでは年10ポンドの「公簿上の不動産所有者」と、10年間引き続き而も2年以内に契約の更新されなかった年地代50ポンドの借地人にとり選挙権を許与する。

アイルランドでは年10ポンドの土地又は家屋所有者に選挙権を与える。

斯かる選挙権資格の緩和の結果、新に約35万人が有権者となるのであるが、その内訳を見るに、

1. 州 (イングランド) —110,000人
1. 都市 (イングランド) —50,000人
1. ロンドン —95,000人
1. スコットランド —50,000人
1. アイルランド —40,000人

となる。

第3 その他

1. 選挙人は皆登録さるべきである。
2. 投票期間は2日に制限すべきである。
3. 投票所の数を増加すべきである。

州に投票所が僅かしかない場合には選挙人にとって種々の不便を生じ、又候補者は選挙人に莫大なる交通費を支払はなければならなかった。

例えば当時のデヴォンシャーに於ける或る選挙人は選挙の為に、第1日は馬車で40哩離れた投票所に赴き、第2日目に投票し、第3日目に帰宅する有様であった。

この法案をめぐって、セルブライト卿の賛成論を皮切りに賛否両論が沸騰し、実に一週間余の長きに亘って71人の発言があった。賛成者34名に対して反対者37名で反対者が稍多かったのであるが、ラッセルが此の法案を第2読会に導入する許可を求める動議を提出するや、これは殆んど反対無しに成立した。続いて3月22日第2読会を僅か1票の差（賛成302、反対301）を以って通過したのであったが、委員会に於ては8票の差（反対299、賛成291）を以って否決された。

此処に於て首相グレーは国会を解散したのであったが、続く選挙に於てホイッグ党はよく勝利をおさめ、再びグレー内閣が組織された。

同年6月24日ラッセル卿は第2次改革案を提出した。此の法案は下院の第2読会を136票の大差（賛成367、反対231）を以って通過し同年9月21日には106票の差をつけて下院を通過した。然るに上院の第2読会に於いては41票（反対199、賛成158）を以って敗れた。然しグレー卿は国会を解散することなく、次の会期にも前記の法案を再び提出せんと決したのである。而して此の国会休会中に議会外に於ては民衆が之に呼応する如く該法案の通過を求めて騒然たるものがあった。

国会が再び開かれるや12月12日ラッセル卿は第3次改革案を提出した。これは前2回の

法案に多少の訂正を加えたものであった。腐敗選挙区の選挙権を廃止する基準として、人口統計の代りに家屋の数及び家屋に対する課税額とを併せ用いることとしたのである。この為め議席の廃止数は第1次法案のそれより20名以上も減少した。蓋し幾らかの緩和策が講ぜられたのであった。

此の法案は翌1832年3月23日、116票の大差を以って下院を通過したのであったが、上院第2読会に於ては9票（賛成184、反対175）の少差を以って、辛じてこれを通過した有様であった。かくて続く委員会第3読会通過の困難が予想されたのであったが、果して委員会に於ては、リンドハースト卿の提出した選挙権を廃止する条項を後にして、選挙権を与える条項を先にす可しとの修正動議が36票（賛成152、反対116）の差を以って成立してしまつた。

此の36票と、さきの第2次法案の上院第2読会に於ての否決の時の46票とよりして、上院に於ける改革反対派の絶体多数なることは決定的となった。即ち此の法案の上院通過を望むには、これを実現するに足るだけの新議員を国王が新に任命することが、必要となつたのである。

即ちグレー卿は国王ウィリアム四世に対して、新議員任命の大権行使を要請したのであったが、国王は改革反対派議員多数の反対のため、グレー卿の要請を拒絶した。此処に於てグレー卿は辞意を表明し、ウィリアム四世はウェリントン公に組閣を命じたのである。

第2節 法案の通過

グレー内閣辞職の報が伝わると、全国的な騒擾となつた。バーミンガムでは、税金の不払及び税金支払の代りに差し押えられ得る物品の不買が決議された。この風汐は上中流の階級にも及び、ミルトン卿の如き徴税吏に対して「税金を支払う事を拒否する必要があると思う」と放言したと伝えられて居る。

一方ロンドンの市会も改正法案が通過する

まで国費を拒絶する様、下院に請願した。同様な請願はバーミンガム、マンチェスター、リーズその他全国各地から集つた。又各地の野外集会に於て、民衆は「グレー内閣を直ちに復歸させよ」「法案を修正を加えずに通過させよ」と叫んで氣勢を挙げた。また各地の銀行は所謂取付に悩まされた。ロンドンの街路には「金を取れ、そして公爵（ウェリントン公）を阻止せよ」とのプラカードで埋つたのである。又国王ウィリアム四世に対する人氣も衰え、王の車に呪咀、叱声が飛ぶ有様であった。斯かる内乱前夜を思わす国内の陰悪なる状態は、遂にウェリントン公をして組閣を断念せしめ、トーリー党の事実上の指導者ピールに組閣を薦めたのであったが、彼も時の情勢に抗し得ず之を辞退した。当時トーリー党には、この二人を除いては内閣を組織し得る人物が無かつたので、国王は止むを得ず再びグレー卿を召映した。然し彼は選挙法改正法案を大なる修正を加えずに上院を通過せしめるに足るだけの新議員を任命することを王が約するに非らざれば旧職に復歸することは出来ぬと強硬に主張した。

此処に於て王は遂に文書を以って次の如き約を与えた。「国王はグレー卿及び大法官ブルーアム卿に与えるに選挙法改正案の通過を保証するに足るだけの上院議員をつくることの約を以てする。而して先づ従來の貴族の長男を召集するものなり。」

然し王は内心この新議員の任命を好まず、寧ろ法案反対の議員等を説得して法案の通過を図らんとし、グレー卿に対する約書の書かれた同じ夜、秘書のテイラー卿をして改革反対派議員等に同文通牒を發せしめて、当時の情勢上、選挙法改正案を無修正にて通過せしめるよう又これ以上の反対は思い止る様にと警告した。

是に対して改革反対派の首領ヘアウッドは「王は上院の自由討議を干渉を加えた。国会の独立は破壊された。最早これ以上改革法案に反対する意思はない」と叫んで国会から

退場し、これに倣うもの百余名に達した。

斯くて遂に王の新議員任命の大権の行われること無くして、選挙法改正法案は1832年6月4日、賛成106票、反対22票を以って上院を通過したのである。これは次いで7月7日国王の裁可を経て法律となった。

此の改正選挙法に於ける選挙区の配分に就いて見るに、

1. 従来2人の代議士を出して居た55の最少都市選挙区が全く国会議員を出す権利を失い、その結果110個の議席が空いた。
2. 30個の腐敗選挙区、財産選挙区が各1人宛の議席を失い、30個の議席が空いた。
3. 従来4人の代議士を出していたウェイマスが、そのうち2人を削減された。

以上の会計 142個の議席は次の様に配分された。

1. 従来議員を出さなかったパーミンガム、マンチェスター、リーズなど22の新興都市に各2席宛（計4席）。
2. 他の20個の都市に各1席宛（計20席）。
3. イングランドの州に65席。
4. スコットランドに8席。
5. アイルランドに5席。

（合計 142席）

之を要するに、多くの新興都市が新に選挙区に編入されたのであるが、当時英国に於て人口の多かった州選挙区の権利の拡張が比較的少なかったことは注目すべきである。

次に選挙権の問題であるが、

1. 都市では1カ年10ポンドに値する家屋の戸主が新に選挙権を獲得した。
2. 州では年収10ポンドの「公簿による不動産所有者」「長期借地人」「1年の小作料50ポンドを支払う自由小作人」などが、従来の40シリングに値する土地自由保持者と同様に新に選挙権を与えられた。

斯くして新しく選挙権を得たる者は合計45,000人に及んだのであるが、要するに新興中等級が土の所有者であるとあると否とに拘らず、一定の標準に達する年収を有するか或

は家屋に居住する場合には選挙権が与えられたのであった。これは新興階級の政治的支配力の向上を示し、従来の貴族政治から民主政治への着実なる一步をふみ出したものと言う可きである。

第4章 選挙法改正後史

——チャーチスト運動——

上述の如く1832年6月選挙法改正法案は遂に国会を通過し、新興産業資本家、即ち産業革命によって国家の財政的支配者の位置を獲得したブルジョアジーは、ここに政治的支配力も其の手におさめたのである。

然るにこの改正選挙法は、その制定に与って力のあった一般大衆を国政参加の外に置いたのであった。

彼等が直接には利益を得るところのない法案通過に同調したのは、此の法案の通過が契機となって種々なる民主的改革が続くことを期待したからであった。然るに選挙法改正の達成までは力を併せて貴族政治に対抗した中産階級は自己の政治的進出の望みが達せられるや、資本主義社会の形成を求め、選挙法改正は最早これ以上求むる必要なしとして、労働階級と絶縁し、却って彼等の改革運動を抑圧するに至った。而も新興ブルジョアジーを主体とする中産階級は産業資本と称する近代的経済力の上に立って、もとの貴族的支配より遥かに強力であり且つその安定度も高いものであった。

英国旧来の政党たるトーリー党及びホイッグ党は共に、もと大地主貴族を基盤とするものであり、党派の別は政策によるよりも、むしろ派閥関係によるところが大であった。然るに18世紀半から19世紀に入るや、ホイッグ党は市民階級に基礎を置くに至り、選挙法改正の後には党名も自由党（Liberals）と改め徹底的にブルジョアジーの政治的支配の拠点となった。一方トーリー党は名称を保守党（Conservatives）と改め、時代の風潮に応じ

て従来の頑迷なる保守主義を捨てる所等あったが、其の主体は依然として地主階級でありその利益を擁護せんとするものであった。斯くの如く自由党はブルジョア的、保守党は地主的との区別はあったが、其の何れもが一般大衆を支配する立場にあることに変わりはなかった。ゲレー内閣も、後のメルボン内閣（自由党）、ピール内閣（保守党）などのいづれもが1832年改正選挙法を以て最終的のものとして、これ以上の改革は最早改革に非ずして革命なりとして嫌悪したのである。

然しこの所謂第1次選挙法改正の後もコベットを指導者とする「急進派」は引続き国内の反動勢力と対抗したのであったが、1835年コベットが議員生活3年の後死亡すると議会内の「急進派」は急速に分解した。然るに他方議会上に於ては1824年に結社禁止法（Combination Act）が廃止されて労働者の団結と運動が合法化されるや、各地に労働組合が結成された。又1834年に至るや、ロバート・オーウェンの指導下に全国労働者組合大連合が結成され、加入労働者は一時100万に達した。又同年「救貧法」（Poor Law）が改正されたのであったが、之はこれまで最低の生活を続けて来た人々を更に苦境に陥れた。又この年彼等労働者の運動は、官憲の干渉と組合内部の分裂によって徹底的な打撃をうけた。

これ等の事件によって民衆は彼等の生活を救うものは、経済組織の基本的改革であり、その為めには更に選挙法を改正せねばならぬことを悟ったのであった。

1837年なお議会上に残存して居た「急進派」の人々と労働運動の指導者達が集合して、労働者の意を汲み、政治的改革を目的とする「人民の憲章」（People's Charter）なる綱領を作製した。この綱領によれば次の如きことが定められた。

1. 成年男子による普通選挙。
2. 秘密投票。
3. 毎年選ばれる1年任期の国会。
4. 被選挙権の財産資格の廃止。

5. 議員への歳費の支給。

6. 10年毎の国勢調査により調整される平等な選挙区。

これを要するに、この綱領は其の本質的な点に於いて、18世紀以来急進的な改革主義者等が説き来ったものと殆んど変りはなかった。即ち「人民の憲章」は改革の先駆者たちの唱えたものを、新しく正確に詳述したものにはかならなかつた。而してこの「人民の憲章」の議会通過を求める人々、即ち「憲章党」（Chartists）の運動は軀て英国全土に拡まったのである。彼等の議会上に於ける勢力は言うに足らぬものであったが、議会上の活動は実に活潑であった。彼等の運動の手段は新聞、パンフレット及び請願であった。ラヴェット（Lovett）（1800—1877）、プレース（Place）（1771—1854）等の努力により1839年1842年1848年の3回に亘り国民大会が開かれ、尨大なる数の請願書が議会上に提出された。然しその都度議会上は之を拒否し続け、オーコンの如き一時は暴力革命を主張した程であった。1848年4月10日チャーチスト運動の為めケンシントン広場に集った民衆の数は25万と称せられた。彼等は集会の後、請願書を携えて議会上に向つたのであったが、警官隊によって阻止されて之を果たすことが出来なかつた。即ち請願書は馬車によって議会上に運ばれたのであったが、其の数はオーコンネルによれば570万、議会上の公式計算によると200万と称せられた。然し議会上はこれ等の請願書には何等の考慮をも払わなかつたのである。蓋し未だ真の意味の近代的政治意識に欠け、結束の充分でなかつた労働者階級と1832年の第1次選挙法改正の結果、結合した地主貴族と新興ブルジョア階級との連合勢力とでは所詮勝敗の数は明かであつたのである。

其の後このチャーチスト運動に急速に衰へ1870年頃迄はイギリス資本主義の黄金時代となるのである。このチャーチスト運動は其の掲げた綱領が政治的条項で満されていたので政治運動の如く見做されるのであるが、実質

的には之はむしろ労働運動であった。而して彼等労働者階級はこの運動の失敗以後、又々改革的労働運動を止め、資本主義制度の下に於て、労働条件、経済条件の改善を求める組合主義に向つたのである。

第5章 選挙法改正の史的意義

——ブルジョア民主主義の勝利——

前章に於て述べた如く1832年の英国第1次選挙法の改正は多数の無産階級を国政参加から取残した。其の爲め民衆の不備が爆発してチャーチスト運動となつて現れたのである。

然し此の第1次選挙法改正は在来の議会的貴族政治 (Parliamentary Aristocracy) に終止符を打つたものであり、それが例えブルジョア的であっても、兎に角民主的議会政治の基を確立した点に大なる意義を見出さなければならぬ。

この改革により英国議会は議員選挙の権利を有する選挙人の数と範囲を増大し、又選挙区の改正及び秘密投票制の確立によって政府並に地主貴族等による選挙干渉が著しく排除されたのである。

英国に於ては其の後1867年ディズレーリ (Disraeli) 内閣の下に、第2次選挙法改正が行われて選挙資格が引下げられた結果、都市労働者階級の大部分が有権者となり、又1875年グラッドストーン (Gladstone) 内閣の下に於て第3次選挙法改正が成立し、農村の労働者にも選挙権が与えられ、当時700万の英国成年男子のうち500万が有権者となつたのである。

即ち1832年の英国第1次選挙法改正は、その成立後迂余曲折を経ながら19世紀後半の改革と連つたのである。実に1832年と言う年はブルジョアジーの政治的進出による民主政活発生の年であると同時に、後年の普通選挙実施への出発点であつた。

参考文献

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1. 英国憲政史 | 占部百太郎 著 |
| 1. 英吉利社会経済史 | 堀 経夫 著 |
| 1. イギリス史 | 大野 真弓 編 |
| 1. 英国社会史 | 今井登志喜 著 |
| 1. イギリス労働運動史 | G・D・H・コール 著 |
| | 林 健太郎 |
| | 河上 民雄 共訳 |
| | 嘉治 元郎 |
| 1. 世界の歴史 | 神川 信彦 著 |
| 1. A Survey of British History | C. P. Hill (Book VI) 1783—1939 |
| 1. The History of English | William Nassau 1830—1874 Molesworth |
| | Vol. I |
| 1. The Constitutional History of Europe | F. H. Marland |
| 1. Mediaeval and Modern History | Philip von Myers |
| 1. A General History of Europe | J. H. Robinson |
| | J. H. Breasted |